

# 高田中学校 PTA 規約

## 第 1 章 名称

第 1 条 この会は横浜市立高田中学校 P T A とする。

## 第 2 章 目的

### 第 2 条

この会は家庭と学校および地域社会との密接な協力により、民主的教育に対する理解を深めこれを推進、もって学校の教育環境の整備をはかり、生徒の健全育成を助長することを目的とし、社会教育の振興を図る。

## 第 3 章 方針

### 第 3 条

この会は、前条にかかげた目的を達成するための事業を行い、営利的、宗教的、ならびに政党的団体にたいしては不偏不党でならなければならない。

### 第 4 条

この会は、生徒の健全育成のために活動する、他の社会的団体及び機関と協力するが、学校の管理運営や人事に干渉しない。

## 第 4 章 会員

### 第 5 条

この会員は、この学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人(以下保護者という)及び教職員とする。

## 第 5 章 会計

### 第 6 条

この会の経費は、事業収入をもって支弁し会費は 1 ヶ月 400 円とする。  
(会員一世帯につき)

### 第 7 条

この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

### 第8条

この会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名 保護者
- 2 副会長 2名 保護者
- 3 書記 2名 保護者1名、教員1名
- 4 会計 2名 保護者1名、教員1名（副校長）

### 第9条

役員を選任は次のとおり行う。

- 1 本部役員会または推薦ボランティアが各々の役員について、その定数を指名し、被推薦者の承諾を受けて、その氏名を後期総会前に全会員に通知しなければならない。
- 2 役員就任は、総会における承諾をもって確定する。
- 3 役員任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。（但し、同一役職の任期は原則として2年までとする。）
- 4 任期終了の役員は、第11条、前期総会の1の事項については一切の責任を負う。

## 第7章 役員の仕事

### 第10条

- ・会長はこの会を代表し、総会、運営委員会・役員会等の集会を招集し、会の運営を総括する。またその職責上、ボランティアの会合等に出席することができる。（会計監査委員会を除く）
- ・副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
- ・書記は運営委員会等の議事を記録し、この会の庶務を行う。
- ・会計は、この会の全ての金銭の収受を記録し、次年度の前期総会において決算の報告をする。

## 第8章 総会

### 第11条

本会最高議決機関であり、定時総会・臨時総会・書面総会とする。

毎年2回、総会を開き、次の事項につき議決する。

前期総会

- 1 前年度決算報告の承認
- 2 事業計画案及び予算案の承認
- 3 その他の案件

#### 後期総会

- 1 事業報告の承認
- 2 次期役員及び会計監査委員の承認
- 3 その他の案件

その他、臨時的な支出及び活動を行う場合は、第12条1の事項に従うものとする。但し、何らかの事情で総会が開催されない場合は全会員の過半数の委任状が得られた場合に実施することができる。

#### 第12条

- 1 定時総会は委任状分を含め全会員の5分の1以上の出席会員によって成立し、その決議は出席会員の過半数をもって決定する。但し、特に規定される事項の決議についてはこの限りではない。
- 2 代理人は会員でなければならない。
- 3 書面総会は全会員の2分の1以上の提出によって成立し、決議はその3分の2以上をもって決定する。期日までに提出のない場合は自動的に承認されたものとする。

#### 第13条

臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または全会員の5分の1以上の人員による要求があった時、会長はこれを招集しなければならない。

## 第9章 運営委員会

#### 第14条

運営委員会は、役員・各ボランティア及び校長（顧問）をもって構成する。

#### 第15条

運営委員会の任務は次の通りである。

- 1 会の運営に必要な事項について、審議するところの総会につぐ決議機関であって会の運営について一切の責任を負う。
- 2 各ボランティアによって立案された事業計画を審議検討して各事業を総理監督する。

## 第 10 章 ボランティアの構成とその役割

### 第 16 条

ボランティアには、カーテンボランティア、広報ボランティア、推薦ボランティア、その他ボランティアを置き、その他ボランティアは本部役員会が必要と認めたときに置く。

### 第 17 条

各ボランティアにおいて、複数人がいる場合、連絡係を互選により選任する。任期は次年度新任者の就任までとし、再任を妨げない。

### 第 18 条

各ボランティアの役割として、それぞれ次のボランティアを置く。

#### 1 カーテンボランティア

学校で使用しているカーテン洗いに關し、実施事項を学校側と調整し、実施にあたる。

#### 2 広報ボランティア

会員に対し、情報の伝達を行い、教師等紹介号等の発行にあたる。

#### 3 推薦ボランティア

次年度役員等の選出に關し本部役員会のサポートをおこなう。

#### 4 その他ボランティア

本部役員会にて募集が必要な企画・運営事項が発生した場合に、役割・実施事項を含め新設される。

### 第 19 条

各ボランティアの会員の選出は次のとおりに行う。その任期は次年度新任者の就任時までとし、再任を妨げない。

1 会員は生徒一人につき、一回以上ボランティアまたは本部役員会から募集する活動エントリー等の PTA 活動をする。なお、役員経験者は弟妹入学後の本部役員およびボランティアは免除する。(ただし、立候補は妨げない。)

2 新会員を除く既会員については、前年度中に次年度ボランティアの選出をおこなう。

3 各ボランティアの定員を定める。

- ・カーテンボランティア 各学年 8 名程度
- ・広報ボランティア 全学年 12 名程度
- ・推薦ボランティア 全学年 6 名程度
- ・その他ボランティア 本部役員会にて決定

但し、各ボランティアの定員はその年の状況により弾力的に運用する。

4 教員の中より互選されたものは、各ボランティアの顧問となり相談にあたる。

## 第 20 条

会計監査委員会は委員定数 2 名とし、その選任については第 9 条第 1 項より第 4 項までの規定を準用する。その任務は、その年度の会計を監査し、その結果を次年度の前期総会に報告する。

## 第 11 章 附則

## 第 21 条

規約は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は改正文をそえてあらかじめ全会員に通知しなければならない。なお、細則については運営委員会の審議により変更できる。

## 第 22 条

慶弔に関する事項については、別途「高田中学校 P T A 慶弔規約」を設ける。

この規約は、平成 元 年 2 月 2 5 日より実施する。

この規約は、平成 1 2 年 3 月 5 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 3 年 3 月 3 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 4 年 3 月 6 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 5 年 3 月 5 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 6 年 3 月 2 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 7 年 3 月 4 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 1 8 年 3 月 3 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 1 年 3 月 6 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 2 年 3 月 5 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 3 年 5 月 2 7 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 4 年 3 月 2 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 4 年 5 月 1 9 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 6 年 2 月 2 6 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 7 年 2 月 2 5 日改正。 同日実施する。

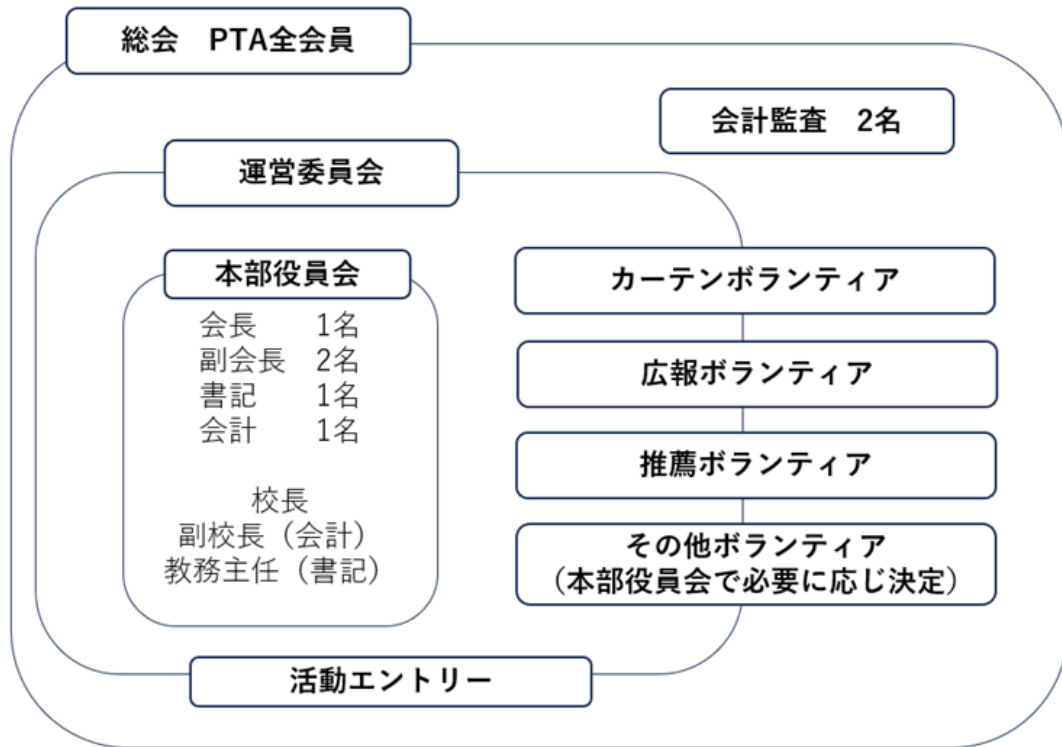
この規約は、平成 2 7 年 5 月 1 6 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 2 8 年 2 月 1 8 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 3 0 年 2 月 2 3 日改正。 同日実施する。

この規約は、平成 3 1 年 2 月 2 3 日改正。 同日実施する。

この規約は、令和 6 年 1 月 2 2 日改正。 同日実施する。



## 高田中学校P T A慶弔規約

### 祝意・感謝

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 職員の子女出産のとき                                       | 5, 0 0 0円 |
| 2. 職員結婚のとき  | 5, 0 0 0円 |
| 3. 会員が、国または公共団体より表彰されたとき<br>又は、P T Aが特に表彰に価すると認めたとき | 5, 0 0 0円 |
| 4. 職員が離任のときは記念品を贈る                                  |           |

### 見舞い

- |  |             |
|--|-------------|
| 5. 職員・運営委員が疾病、負傷のとき協議の上見舞い金を贈る                 | 5, 0 0 0円   |
| 6. 会員が火災、その他の災害を受けたとき協議の上見舞い金を贈る<br>(但し、天災を除く) | 1 0, 0 0 0円 |

### 弔意

- |                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| 7. 死亡は下記による                          |                   |
| ア. 会員                                | 1 0, 0 0 0円及び花輪一基 |
| イ. 職員の配偶者、父母                         | 5, 0 0 0円         |
| ウ. 職員の義父母                            | 5, 0 0 0円         |
| エ. 生徒                                | 1 0, 0 0 0円及び花輪一基 |
| 8. その他、必要と認めたときは運営委員会で協議の上実施することができる |                   |
| 9. 本規定の改正は運営委員会の決議を得るものとする           |                   |

(元年2月25日より実施)

(平成11年9月4日改正。同日施行)

(平成14年3月1日改正。同日施行)

(平成23年3月4日改正。同日施行)

(平成23年5月27日改正。同日施行)